

広島県告示第九百四十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和六年十月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

大串地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

豊田郡		大崎上島町		大串		大字	字	地番	標柱番号
郷谷		郷谷山			郷谷	二七八番一	標柱一号		
三九三番四	三九三番一	一〇二三六番一	一〇二三三番一	一〇二三二番	標柱二号				
標柱七号	標柱六号	標柱五号	標柱三号及び四号						